

滋賀県立

聴覚障害者センター

だより



— 64号 —

発行日 / 平成24年 1月10日

発行所 / 草津市大路2丁目 11-33

TEL 077-561-6111

FAX 077-565-6101

ホームページ

http://www.shigajou.or.jp

『手話』を言語とした法制度を目指して

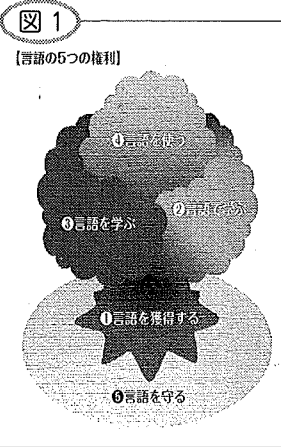
『手話言語法(仮称)』制定推進事業の動き

2011年の夏に改正障害者基本法が成立し、手話が言語として認知され、手話について基本となる事項が定められました。(詳細は前号の63号にて)

この基本法による「手話での選択の機会の確保」を確実にろう者が得るためには、手話が言語としてろう者に活用されるための具体的な施策が必要になります。そこで、『手話言語法(仮称)』制定推進事業がスタートされました。この事業は日本財団の助成を受け、全日本ろうあ連盟が主体となり、全国手話通訳問題研究会、全国手話通訳士協会を始め言語学など学識者たちで構成された

委員会が進められています。

全日本ろうあ連盟が発行している「みんなでつくる手話言語法」のパンフレットには言語の権利には5つの権利として言語を獲得する権利、言語で学ぶ権利、言語を学ぶ権利、言語を使う権利、言語を守る権利があります。(図1)



そして、手話にも同様の権利があります。(図2) しかし、音声言語

に比べ、まだまだ権利として十分に認知されていません。また、日本語は発達段階に応じて獲得・習得し、使用して、生活できる環境があります。手話にもその同様な環境が必要になります。手話が日本語と同じように言語として豊かに発展していくために手話の獲得・習得・使用について様々な事柄を定めた法律を制定を目指します、とあります。

図2 手話にも言語として、5つの権利が必要です

【手話の5つの権利】手話が言語として確立されるためにも、「言語の5つの権利」と同様に、「手話の権利」が保障されなければなりません。しかし他の音声言語に比べ、まだまだ権利として十分に認知されていないのが現実です。

- ① 手話を獲得する
ろう者が手話を獲得・習得するには、ろう者の家族や身近な人たちに手話に関する十分な情報提供とろう者が手話を獲得・習得していくための環境(教育の場)が保障されなければなりません。
- ② 手話で学ぶ
ろう者がさまざまな知識を学ぶためには、手話に熟達した教員が授業をするなど(直接アクセス)、一般的な学校で必要な場合に手話通訳が用意あるいは配置されている(間接アクセス)の必要があります。
- ③ 手話を使う
ろう者が手話を使える場(直接アクセス)と、手話通訳者を介して一般社会とコミュニケーションできるシステム(間接アクセス)が必要で、手話を守ります。
- ④ 手話を学ぶ
手話も言語として普及・保存・研究される必要があります。さらにろう者自身が手話を伝承していくことや、ろう者、きこえる人を問わず容易に手話に接することができる環境づくりも大事なこととなります。
- ⑤ 手話を守る

この「手話の5つの権利」は国連で採択された『障害者権利条約』の条例の中にあり、「手話言語法(仮称)」は障害者権利条約の批准に結びつく形を目指しています。

聴覚障害者が安心して生活できる社会の創造

ニュージーランドでは2006年に『ニュージールランド手話言語法』が制定され、政府機関や司法現場で手話によるアクセス可能な環境が整備されています。

日本でも『手話言語法(仮称)』が制定されたら医療、教育、行政、司法、労働など様々な機関での施策に手話の権利が法的に保障され、ろう者の生活が守られてくるでしょう。障害者に関わる情報環境整備とコミュニケーション支援を取り込んだ『情報・コミュニケーション法(仮称)』とろう者の手話を法的に位置づけとした『手話言語法(仮称)』の制定が聴覚障害者にとって、大きな機転となります。今後の動向に注目です。



500円

「要約筆記」利用のてびき

「要約筆記は難聴者の権利です。みなさんに知ってもらいたい。」

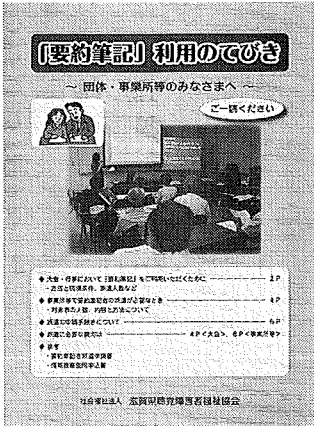
当センターでは、8月から引き続き、難聴者への理解促進と要約筆記の啓発活動を行っています。そして、今回は、聴覚に障害のある人も、聞こえる人と同じように知識や情報を得て、豊かなコミュニケーションをすすめられると共に、あらゆる場面で要約筆記が活用されるよう『要約筆記』利用のてびき「団体・事業所等のみなさまへ」を作成しました。

「要約筆記」は、人生の途中で聴力の低下がすすんだ人や、まったく聞こえなくなった聴覚障害者に、筆記によりその場のコミュニケーションを保障する手段です。環境や内容によって方法が異なりますが、隣の席で書いたノートを見る、あるいはパソコン入力した画面、文字が投影されたスクリーン

を見ることで、話の内容がわかると同時に、聞こえる人と同じようにその場に参加することができます。しかし、要約筆記について

てあまり認知されておらず、要約筆記派遣の費用や、申請についての見通しが持てず、要約筆記を利用することで、どのような効果につながるのかをイメージしにくいいため、団体や企業などでの実際の利用には結びつきにくいのが現状です。このような状況を受け、今後の啓発において、「要約筆記」利用のてびきを活用し、要約筆記が多様な場面で活用可能であり、効果があることをより多くの方にお伝えしていきたいと思います。また、難聴の不自由さについて、一人でも多くの方に知っていただき、配慮にご理解をいただけるようになれば嬉しく思います。

「要約筆記」利用のてびき



手話通訳者全国統一試験に29人が受験!!

—手話通訳あの大切さを学ぶ地域活動の推進を—

去る12月4日の土曜日、県立聴覚障害者センターでは、「平成23年度手話通訳者全国統一試験」を実施しました。当日は、当センターが主催する手話通訳者養成講座の修了生ら29人が試験に臨みました。

手話通訳者全国統一試験は今年で11回目となり、全国の45都道府県が採用しています。滋賀県では平成14年度から採用し、これまでに56人（年平均6人）が合格しています。合格者は県や市が行う手話通訳者派遣事業の手話通訳者として登録され通訳活動を行います。

受験者は全て手話通訳者養成講座に国が策定したカリキュラムに基づく講座の修了生となっており、同講座の果たす役割はとて大きいものがあります。同講座は毎年2会場（昼コース・夜コース）開催していますが、ここ数年、受講者は減少傾向にあります（下図）。これは、学習期間が1年半に亘ること、また同講座を受講するためには手話通訳者をめざすという動機が必要だと考えられます。

ここ数年は地域で手話を学ぶ機会が増えてきていますが、手話学習者が聴覚障害者との交流活動を通して、聴覚障害者のくらしの問題や手話通訳の大切さを学び、聴覚障害者や手話学習者ら仲間の励ましを受けながら同講座の受講をすすめていくような地域活動の存在が欠かせません。県内各地から手話通訳者をめざす人が1人でも多く生まれてくることを願っています。

【手話通訳者養成講座（基本課程）受講生の推移（5年間）】

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
昼コース	19人	10人	11人	13人	13人
夜コース	15人	14人	-	16人	9人
合計	34人	24人	11人	29人	21人

要約筆記認定試験の実施について

平成21年度より要約筆記者養成講座 修了者を対象に登録のための認定試験を実施しています。平成18年度後半期より、全市町でコミュニケーション支援事業が実施され、要約筆記派遣事業を利用する難聴者・中途失聴者が増えてきました。その中には、受診、介護、地域で役割を果たすための会議など、一般社会のなかに派遣されることも多くなり、要約筆記者にも重い責任と一定の技術レベルが求められるようになりました。具体的には、法定事業を担う立場であることを意識し、難聴者等の聞こえの程度や接し方についての基礎知識を備え、利用者に正確に、受け取りやすい形にして情報が伝えられるかどうか、はかられるようになりました。今年度は12月11日（日）、会場は滋賀県立聴覚障害者センターにおいて認定試験が実施されました。受験者は手書き手法の受講者が減り、パソコン要約筆記者を志す方が多くなっています。前述の技術をもった要約筆記者が一人でも多く合格され、登録者として活動いただける日を楽しみにしています。

「自分が生まれた地域のことを何も知らない…」 地域の「一員」として暮らすために「いきいき教室」を開催中

当センターでは、毎月1回、湖北地域で暮らす聴覚障害者を対象に、日常生活に必要な知識や情報・生活技術の提供、また交流・社会参加の提供を目的に「いきいき教室」を開催しています。タイトルにある言葉

「自分が生まれた地域のことを何も知らない。死ぬまでに地域の歴史を知りたい」は、このいきいき教室の中で企画の相談を参加者のみなさんとしている時に、80代の高齢者の方の男性が話されました。この方は、湖北のある地域に生まれながら、耳が聞こえないという障害から、地域の行事に参加する機会がなく、また学校も地元から遠く離れた聾話学校の寄宿舎での生活を過ごされました。卒業してからも農業に従事し、ずっと学びたいという想いを胸の奥にしまわれていました。その想いをぜひ実現させたいと考え、このいきいき教室の取り組みとして10月20日に「米原市柏原宿歴史館と歴史散策」を開催しました。

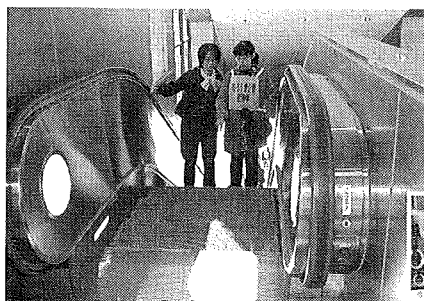
この日は、秋晴れの絶好の天気となり、滋賀県内各地から老若男女問わず聞こえない方々が33名集まりました。今回の趣旨に賛同して下さり快く協力して下さった「米原市柏原宿歴史館」の館長様から湖北地域の歴史を中心とした説明をお聞きし、昼食には柏原宿名物の「やいとうどん」をいただきました。その後、お互いの交流と健康増進を目指して周辺の散策を行いました。歴史の話では、参加者のみなさんから活発な質問がでて、散策ではたくさんのお喋りに花が咲きました。何よりも参加者の方々の笑顔が素敵でした。

これからも、聴覚障害者のみなさんの暮らしの要求に寄り添い、豊かな暮らしができるように開催していきたいと思えます。

盲ろう者通訳・

介助者養成講座より 「移動介助の基本学習」

十一月十六日（水）、JR彦根駅周辺、近江鉄道彦根駅にて盲ろう者の移動介助学習を行いました。受講生の参加は聴覚障害者三名を含む一〇名、滋賀県立視覚障害センターの丸本氏に移動介助の基本を教えてくださいました。受講生はアイマスクをつけ、仲間の受講生のガイドを受けながら、JR彦根駅周辺を歩き、階段や段差、溝を超える介助の練習を行いました。



移動介助実習で



＝ 日頃より備えを ＝

11月15日に当センターの消防訓練を行いました。今回は東北大地震のこともあり、がれき撤去のための機械の取り扱い、第二次災害の予防についてや、災害が起こった時の施設としての心構えを講習し、質問交換をしました。

施設として大切な事は利用者の安全のために施設や備品の事を職員が知っておくこと、その上でもしも、ということを考えておくことが大切ということでした。

また、近江鉄道彦根駅では、近江鉄道の協力を得て、停車中電車で乗降介助の訓練を行いました。電車とホームの間の距離を伝えるなど、安全に正確に効率よく介助する術を学びました。

受講生からは、「怖いけど命を守る責任感を感じる」「盲ろう者とコミュニケーションが大切だ」「エスカレーターへの介助が難しい」などの感想がありました。

今後、盲ろう通訳・介助者の登録をめざして、残りの講座を務めたいと思います。

全国手話検定試験(5級・4級)に 過去最高の130人超が挑戦!!

—地域の隅々に手話コミュニケーションの広がりを—

去る10月15日の土曜日、(社福)全国手話研修センター主催の「第6回全国手話検定試験」(5級・4級)が全国の52会場で実施され約4500人が受験しました(5級～1級では約8100人が受験)。滋賀県では、滋賀医科大学を会場に134人(5級/87人、4級/47人)が受験が受験しました。この試験は「ろうあ者の様々な生活場面に手話によるコミュニケーションを広げていく」ことを目的に開催されたもので今年で6回目となります。

手話検定を受験する手話講座の受講生や、中途失聴者や難聴者が毎年増加しております。手話検定を通して手話でのコミュニケーションができる人が増えることにつながっております。特に手話サークル会員や聾話学校などにもっと働きかけていく必要があります。

この「手話検定」は、社会的に有益な「資格」として、銀行や郵便局、病院などの窓口や職場での会話場面で、手話によるコミュニケーションが広がるよう期待されています。

〔全国手話検定試験 Can-do リスト(5級・4級)より抜粋〕

	到達度のめやす	およその学習歴	活用例
5級	ろう者との会話に興味をもち、自己紹介を話題に手話で会話ができる程度	6ヶ月	【お知らせなどの会話ができる内容】 ・挨拶、名前の呼び出し、番号での呼び出しなど ・銀行窓口、郵便局窓口、病院窓口、市役所窓口、図書館窓口、スポーツ事務窓口
4級	ろう者と会話しようとする態度をもち、1日、1週間、1ヶ月、1年等の時間に関する表現を理解し、家族との身近な生活や日常生活の体験を話題に手話で会話ができる程度	1年	【できこどなどの会話ができる内容】 ・職場の朝礼、職場での予定報告 ・学校行事のお知らせ ・公民館窓口、図書館窓口

ビデオ製作研修の報告

去る11月8日～10日名古屋市の名身連聴言センターにおいてNPO法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会(以下全聴情協)主催の聴覚障害者向けソフト制作担当職員研修会が開催されました。

1日目は佐賀大学の中村隆敏さんより映像の教育、映像による教育を軸にした映像制作におけるコンセプトを講じていただきました。2日目はファイルベースシステム・データ管理についてでした。これは、全聴情協加盟の施設が作った映像データをファイルデータにし、動画配信するなど、全聴情協ネットワークでの可能性を講じて頂きました。3日目は各施設が共有している課題について意見交換をし、聴覚障害者にとってアクセスしやすい映像とは何か考えさせられた研修会でした。

= お知らせ =

●聴覚障害者のための手話学習会●

日時：2012年2月4日(土)13時～16時

場所：滋賀県立聴覚障害者センター研修室

内容：「わたしたちの手話学習辞典と日本語・手話辞典の活用について」

講師：高塚稔氏(日本手話研究所研究員)

●労働サロン3回目●

日時：2012年3月3日(日)13時30分～16時

場所：滋賀県立聴覚障害者センター研修室

内容：「就労でのモチベーションアップのための学習会」&労働サロンを実施します

詳細はHPへ→ <http://www.shigajou.or.jp/>

タツノオトシゴ

明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。

さて、昨年は、東日本大震災により、日本中が深い悲しみにつつまれました。そして、今もなお、不安を抱えながら……それでも、希望をもち、一日も早い復興を願いながら生きていく方たちがおられます。そのようなことをふと思い浮かべると、自分が「あたりまえ」な生活に慣れてしまっていることに、ハッとさせられました。

あたりまえに、自分の家で暮らせるということ、家族と過ごせるということ、ごはんを食べられるということ、笑えるということ、誰かに出逢えるということ、働けるということ、生きているということ…。あたりまえに過ごせることは、実はすごく幸せなことなのだと実感した一年でした。

新たな年を迎え、みなさんはどのような一年にしたいですか？私は、身の周りの「あたりまえ」になっていたことにもう一度感謝し、一日一日を大切に過ごしたいと思います。

みなさんにとって、幸せな一年になりますように!!

(E・W)